

個店の積極的なチャレンジを応援します！

お店の集客力向上 事業費補助金

を活用して
お店の新たな挑戦をしませんか？



対象事業

お店の集客力を向上させる事業

<店舗の魅力及び環境の向上>

- ・観光客が休めるイートインスペースの整備
 - ・親子連れが来店しやすいように店舗改装
 - ・高齢者も利用しやすくなる設備の導入
- 等

<商品・サービスの開発>

- ・新商品・新サービスの開発
 - ・既存商品のリニューアル
- 等



ユニバーサルデザイン化



インバウンド向け対応



新商品開発

補助上限額

50万円

補助率

1 / 2

対象者

※単なる施設の維持管理や機器の取換え、老朽化のみを理由とする工事や設備の導入等については補助対象外。

小売業又はサービス業(飲食店を除く)を営む中小企業者等

飲食店 対象外

- (1) 市内の商業地域等又は商店街の区域内に店舗を有すること。
- (2) フランチャイズ店の類に該当しないこと。
- (3) 引き続き3年以上経営していること。
- (4) 支援機関等の支援※を受けていること。
- (5) 市税に滞納がない者であること。

※支援機関等から事業計画書の確認を受けることが必須要件の一つとなっておりますので、事前にご確認をお願いします。詳しくはHP掲載の募集要項をご覧ください。

※令和6年度に当該補助金の交付を受けた者については、補助対象外。

問合先

大津市 商工労働政策課 商業振興グループ

〒520-8575 大津市御陵町 3-1

TEL : 077-528-2754・2755

MAIL : otsu1601@city.otsu.lg.jp

詳しい情報は
市HPをチェック



対象となるエリア

商業地域等又は商店街の区域内に店舗を有すること。

商業地域等

市長が都市計画法第8条第1項第1号で規定する商業地域・近隣商業地域として定めた地域を指す。店舗が補助事業の対象となる「商業地域等」に所在するかは、MyTownお

おつ（用途地域等）のページからご確認ください。
<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1218/g/online/19900.html>



商店街の区域内

商店街組織が存在する商業集積地をいいます。

店舗が補助事業の対象となる「商店街の区域内」に所在するか不明な場合は、商工労働政策課商業振興グループ（077-528-2755）にお問合せください。

対象となる経費

最大
50万

補助率
1/2

店舗等改装費

設備費（器具機械）

開発費

広報費

専門家経費

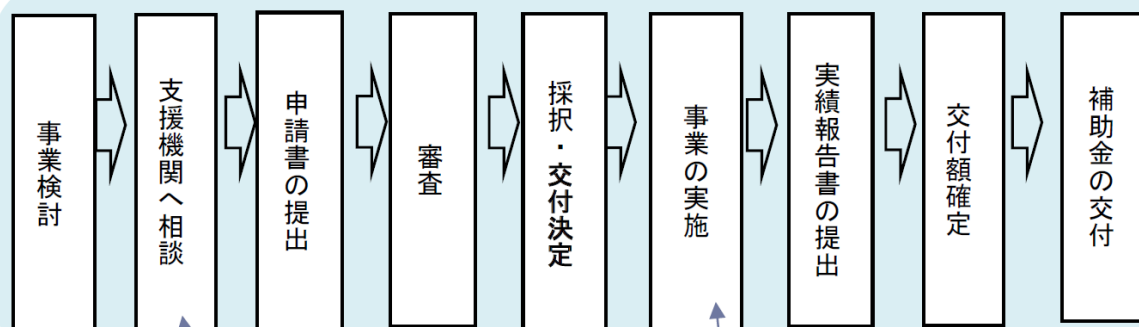
申請方法

下記HPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、期限までに表面の問合せ先に電子メール・郵送、もしくは商工労働政策課に持参してください。

申請方法

第一次募集期間 令和7年6月2日（月） ～ 令和7年7月11日（金）

申請フロー（イメージ）



申請において、支援機関等から事業計画書等の確認を受けることが必須要件の一つとなっておりますので事前に確認をお願いします。

事業は市からの交付決定後に行ってください。

